

平成7年1月26日

『緊急災害対策点検調査委員会』を設置

豊島区は兵庫県南部地震による大災害の発生を教訓として、庁内に助役を委員長とする『緊急災害対策点検調査委員会』を設置、26日初会合を行い、同区の災害対策事業の点検調査等を開始した。

委員会では今後、(1)情報連絡体制、(2)初期消火体制、(3)避難所の設営、(4)飲料水の供給、(5)備蓄物資、(6)医療救護体制、(7)高齢者等災害弱者への救助体制、(8)区有施設の安全点検、(9)その他緊急対策、の9事項について点検調査を進め、できるだけ早い時期に結果をとりまとめる予定。

問合せ 防災課長

豊島区緊急災害対策点検調査委員会 設置要綱

(平成7年1月25日 行議決定)

(設置)

第1条 平成7年兵庫県南部地震による大災害の発生を教訓として、緊急に本区災害対策事業の点検調査等を行うため、緊急災害対策点検調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報連絡体制に関すること。
- (2) 初期消火体制に関すること。
- (3) 避難所の設営に関すること。
- (4) 飲料水の供給に関すること。
- (5) 備蓄物資に関すること。
- (6) 医療救護体制に関すること。
- (7) 高齢者等災害弱者への救助体制に関すること。
- (8) 区有施設の安全点検に関すること。
- (9) その他緊急対策に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は助役とし、委員会を統括する。

3 副委員長は企画部長及び総務部長とし、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。

4 委員は、衛生部長、土木部長、企画課長、広報課長、防災課長、区民部管理課長、福祉課長、高齢者福祉課長、保育課長、池袋保健所衛生課長、池袋保健所予防課長、住宅計画課長、指導課長、營繕課長、庶務課長、指導室長の職にあるものとする。

(運営)

第4条 委員会は委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

3 委員長は、委員会の審議状況を、適時、区長に報告する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は総務部防災課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は平成7年1月25日から施行する。